

(案)

平成 18 年度における独立行政法人等の業務の
実績に関する評価の結果等についての意見

平成 20 年 1 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

目 次

平成 18 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する 評価の結果等についての意見（案）

I 独立行政法人

内閣府独立行政法人評価委員会	1
所管法人共通	2
独立行政法人国立公文書館	4
独立行政法人北方領土問題対策協会	4
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	5
総務省独立行政法人評価委員会	7
所管法人共通	8
独立行政法人情報通信研究機構	10
独立行政法人統計センター	13
独立行政法人平和祈念事業特別基金	14
外務省独立行政法人評価委員会	15
所管法人共通	16
独立行政法人国際協力機構	18
独立行政法人国際交流基金	18
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見 （独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金）	20
財務省独立行政法人評価委員会	21
所管法人共通	22
独立行政法人造幣局	24
独立行政法人国立印刷局	24
独立行政法人通関情報処理センター	24
独立行政法人日本万国博覧会記念機構	25
独立行政法人農林漁業信用基金	25
独立行政法人奄美群島振興開発基金	26
文部科学省独立行政法人評価委員会	27
所管法人共通	28
独立行政法人大学入試センター	30
独立行政法人国立国語研究所	30
独立行政法人国立科学博物館	31
独立行政法人防災科学技術研究所	31
独立行政法人科学技術振興機構	32
独立行政法人理化学研究所	32
独立行政法人日本スポーツ振興センター	33
独立行政法人日本学生支援機構	34
独立行政法人海洋研究開発機構	34
独立行政法人国立高等専門学校機構	34
独立行政法人大学評価・学位授与機構	35
独立行政法人メディア教育開発センター	35

独立行政法人日本原子力研究開発機構	36
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見 (独立行政法人教員研修センター、独立行政法人科学技術振興機構)	37
厚生労働省独立行政法人評価委員会	39
所管法人共通	40
独立行政法人国立健康・栄養研究所	42
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	43
独立行政法人勤労者退職金共済機構	44
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	45
独立行政法人福祉医療機構	45
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	46
独立行政法人雇用・能力開発機構	46
独立行政法人労働者健康福祉機構	47
独立行政法人国立病院機構	49
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	49
独立行政法人医薬基盤研究所	50
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	51
年金積立金管理運用独立行政法人	52
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見 (独立行政法人労働政策研究・研修機構、 独立行政法人雇用・能力開発機構)	53
農林水産省独立行政法人評価委員会	55
所管法人共通	56
独立行政法人肥飼料検査所	58
独立行政法人農薬検査所	59
独立行政法人家畜改良センター	59
独立行政法人森林総合研究所	59
独立行政法人材木育種センター	61
独立行政法人水産総合研究センター	61
独立行政法人水産大学校	62
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	62
独立行政法人農業生物資源研究所	63
独立行政法人農業環境技術研究所	65
独立行政法人国際農林水産業研究センター	65
独立行政法人農畜産業振興機構	66
独立行政法人農業者年金基金	67
独立行政法人農林漁業信用基金	68
独立行政法人緑資源機構	68
経済産業省独立行政法人評価委員会	71
所管法人共通	72
独立行政法人経済産業研究所	74
独立行政法人工業所有権情報・研修館	74
独立行政法人日本貿易保険	74
独立行政法人産業技術総合研究所	75
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	76
独立行政法人日本貿易振興機構	77
独立行政法人原子力安全基盤機構	77

独立行政法人情報処理推進機構	77
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	78
独立行政法人中小企業基盤整備機構	79
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見 (独立行政法人日本貿易振興機構、 独立行政法人原子力安全基盤機構)	81
国土交通省独立行政法人評価委員会	83
所管法人共通	84
独立行政法人土木研究所	86
独立行政法人建築研究所	86
独立行政法人交通安全環境研究所	87
独立行政法人海上技術安全研究所	87
独立行政法人港湾空港技術研究所	88
独立行政法人電子航法研究所	88
独立行政法人海技教育機構	88
独立行政法人航海訓練所	89
独立行政法人航空大学校	89
自動車検査独立行政法人	89
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	90
独立行政法人国際観光振興機構	90
独立行政法人水資源機構	91
独立行政法人自動車事故対策機構	92
独立行政法人空港周辺整備機構	93
独立行政法人海上災害防止センター	94
独立行政法人都市再生機構	95
独立行政法人奄美群島振興開発基金	96
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	96
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見 (自動車検査独立行政法人、独立行政法人自動車事故対策機構)	98
環境省独立行政法人評価委員会	99
所管法人共通	100
独立行政法人国立環境研究所	102
独立行政法人環境再生保全機構	103
防衛省独立行政法人評価委員会	105
Ⅱ 日本司法支援センター	
日本司法支援センター評価委員会	109
Ⅲ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人	
国立大学法人評価委員会	111

I 独立行政法人

内閣府独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員 長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 18 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見（案）

平成18年度における内閣府所管4法人（国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年度末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会における業務の実績に関する評価は、貴委員会の各分科会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに4段階の評定（A、B、C、D）で行うこととなっており、加えて、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げている場合にはA+と評価できることとなっている。A、B、C、Dの評定に関しては、定量的な評価指標が設定されている評価項目については定量的な評価基準が設けられている。しかしながら、分科会委員の協議により評価するとされている評価項目については、具体的な評価の基準が明らかにされておらず分かりにくいものとなっている法人もみられる。また、評価結果をみても、評価（評定）の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないのがみられる。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。

(目的積立金)

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－2－(1)－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われない。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人国立公文書館】

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。本法人は、平成17年度末の実員数を基準として18年度以降5年間で5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとしている。しかしながら、総人件費削減の達成状況等について評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、人員の削減に向けた取組状況について明らかにした上で厳格な評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度103.7（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人北方領土問題対策協会】

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘

を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適正化の取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構】

- ・ 平成18年度に当期総利益が約0.9億円発生し、年度末の利益剰余金が約1.6億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果の「予算、収支計画及び資金計画」の項目についてA評定となっているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等に明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 平成18年度の政策評価・独立行政法人評価委員会意見として、貴委員会に対し、評価の前提となる評価指標を具体的かつ定量的に設定すること、及び評価の前提となる法人の業務の内容及び進捗^{ちよく}状況等基本状況を具体的に記述すること等の通知を行っているところである。しかしながら、例えば、「機構設立時に暫定的に定められた諸手続の見直し」の評価に関し、業務実績報告書等において、手続の見直しの実績が具体的に記載されていない。また、評価結果においてはA評定とされているが、その理由、根拠等についての説明がされていない。今後の評価に当たっては、必ず業務実績報告書等に業務の進捗状況等を具体的に記載させた上で、厳格な評価を行い、その評価の考え方、理由、根拠等についても明らかにすべきである。

総務省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号

平成 20 年 1 月 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員 長 堀 部 政 男 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構及び統計センター）の平成 18 年度業務実績評価の結果の通知について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見（案）

平成18年度における総務省所管3法人（情報通信研究機構、統計センター、平和祈念事業特別基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

しかしながら、

- ① 各法人の評価書の様式が統一されておらず、一覧性に欠ける、
- ② 他府省の独立行政法人評価委員会と比較して、業務実績評価の実質的な議論がなされる各分科会の議事概要、議事録等のホームページ等における情報公開が積極的に行われていない

などの実状が認められる。

また、貴委員会による業務の実績に関する評価については、貴委員会が定めた「独立行政法人の評価の基本的考え方」に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階の評定区分（AA、A、B、C、D）で行うこととなっており、各評定の判断基準については、貴委員会の各分科会で具体的に設定することとされているものの、目標をほぼ100%達成した場合はA、80%程度以上を達成した場合はBなど、全分科会において統一的に定められているほか、評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な基準を設定して評価することとされているなど、貴委員会では、これまで、評価に係る基準の明確化、透明性の向上について一定の取組がみられるところである。しかしながら、なお客観的、具体的な評価の基準を目指し

て改善を検討すべき余地があり、評価結果をみても、評価（評定）の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないものがみられる。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、各法人の評価書の様式の統一化、ホームページ等における情報公開の充実を図るとともに、今後も引き続き、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すこと及び評価結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてよりわかりやすく説明することについて努めるべきである。

（目的積立金）

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

（資産の有効活用）

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

（官民競争入札等の活用）

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－2－(1)－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務な

どについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われたい。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人情報通信研究機構】

- ・ 基盤技術研究促進勘定、出資勘定、通信・放送承継勘定において、平成18年度末現在、それぞれ約480.5億円、約28.3億円、約11.0億円の繰越欠損金が計上されているが、業務実績報告書等に繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（中期目標を十分達成）と評価されているが、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、業務実績報告書等に繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- ・ 一般勘定、債務保証勘定、衛星管制債務償還勘定において、平成18年度に当期総利益がそれぞれ約5.2億円、約0.6億円、約0.3億円発生し、年度末の利益剰余金がそれぞれ約49.3億円、約4.5億円、約0.5億円計上されているが、業務実績報告書等に

において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」の評価はA評価（中期目標を十分達成）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等において明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

- 一般勘定及び通信・放送承継勘定において、平成18年度末で破産更生債権等がそれぞれ約0.2億円、約0.8億円あり、17年度に比べそれぞれ約130万円、約0.3億円増加しているにもかかわらず、業務実績報告書等において貸付金の回収状況等が通信・放送承継勘定については記載されているが、一般勘定について記載されておらず、破産更生債権等の増加要因は両勘定について記載されていない。また、評価結果において、破産更生債権等について言及されていない。今後の評価に当たっては、業務実績報告書等において貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因や、その管理状況、解消に向けた取組状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度106.4（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- 本法人には、平成18年度期首時点で、前身である旧通信・放送機構が出資を行い本法人が引き継いだ関連会社等が3社（特定関連会社1社、関連会社2社）あり、中期計画では、情報ベンチャーの発掘・育成等の当初の政策目的を達成したと認められるものについては、可能な限り早期に株式処分を図るべく出資先との調整を行うこととされている。業務実績報告書等において、そのうちの特定関連会社1社が平成18年度中に解散し、資金回収の最大化に努めたと記載されているが、それ以外の関連会社2社に対する出資と本法人の政策目的との関係性について記載されていない。一方、評価

結果においても、関連会社2社に対する出資の必要性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の在り方」をも踏まえ、本法人の政策目的等との関係を業務実績報告書等において明らかにさせた上で、出資の必要性についての評価を行うべきである。

- 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成17年11月14日）の「第2－3 海外拠点の見直し」において、アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、「その必要性等を検証し、明らかにするものとする」と指摘していることを踏まえ、本法人の現行中期目標の「海外拠点の見直し」において同様の記載がなされているが、その検証状況等について業務実績報告書等において記載されていない。また、評価結果においてもその検証状況等について言及されていない。今後の評価に当たっては、各事務所等の見直し状況等を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の「第3 研究及び開発の重点化」において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発については、「現在取り組んでいる研究開発課題のうち」「必要性がなくなると認められるものなどについては、廃止・縮小する方向で常時検討するものとする」と指摘していることを踏まえ、本法人の現行中期目標の「効率的・効果的な評価システムの運営」において「社会環境の変化等から必要性がなくなると認められる研究開発課題」等「については、廃止又は縮小する方向で不断の見直しを行う」と記載されているが、その見直し状況等について業務実績報告書等において記載されていない。また、評価結果においてもその見直し状況等について言及されていない。今後の評価に当たっては、必要性がなくなると認められる研究開発課題について着実に廃止・縮小の検討が行われるよう、その検討状況等を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の「第3 研究及び開発の重点化」において、個々の研究開発課題については、「民間や大学等の他の研究組織に委託すること、他の研究組織と共同研究を行うことなどの連携を通じて、研究開発

のより一層の進捗^{ちよく}を図るものとする」と指摘していることを踏まえ、本法人の現行中期目標の「研究開発の重点化」において「民間や大学等の他の研究組織に研究の一部を委託することや産学官連携の要として他の研究組織との共同研究を行うことなどの連携を通じて、研究の一層の効率的かつ効果的な推進を図る」と記載されているが、その推進状況等について業務実績報告書等において記載されていない。また、評価結果においてもその推進状況等について言及されていない。今後の評価に当たっては、他の研究組織との共同研究等による研究の推進状況等を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。

- ・ 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の「第3 研究及び開発の重点化」において、「研究開発については、情報通信研究機構における研究開発そのものの評価にとどまることなく、その成果の普及状況、実用化状況、民間や大学等の他の研究組織における研究促進の状況なども把握・分析して、業務の見直しに活用するものとする」と指摘していることを踏まえ、本法人の現行中期目標の「効率的・効果的な評価システムの運営」において「評価の結果については、個々の研究開発課題の取組及び成果に対する評価に加え、その成果の普及及び実用化の状況、他の研究機関に対する評価に加え、その成果の普及及び実用化の状況、他の研究機関における取組の状況等を把握・分析し、研究開発の見直しに活用する」と記載されているが、業務の見直し状況等について業務実績報告書等において記載されていない。また、評価結果においてもその見直し状況等について言及されていない。今後の評価に当たっては、研究開発の成果の普及状況、実用化状況等の把握及びそれらの分析状況等を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【独立行政法人統計センター】

- ・ 平成18年度に当期総利益約0.5億円が発生し、年度末の利益剰余金が約6.0億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（中期目標を十分達成）と評価されているが、利益剰余金について言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等において明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

【独立行政法人平和祈念事業特別基金】

- ・ 平成 18 年度に当期総利益約 0.1 億円が発生し、年度末の利益剰余金が約 4.3 億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において「予算、収支計画及び資金計画」の評価はA評価（中期目標を十分達成）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等において明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5%以上の削減を行うことを基本とされている。本法人は、18 年度実績が前年度に比べて 2.1%増加しているにもかかわらず、評価結果において、「業務経費の削減」の評価はAA評価（中期目標を大幅に上回って達成）と評価されているが、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、増加要因の分析を行い、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成 18 年度 114.6（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、「給与水準等の見直しを行った。」と記載されているのみで「業務経費の削減」の評価はAA評価（中期目標を大幅に上回って達成）と評価されており、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

外務省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

外務省独立行政法人評価委員会

委員 長 南 直 哉 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管の独立行政法人の平成 18 年度業務実績評価および第 1 期中期目標期間に係る業務実績評価について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見（案）

平成18年度における外務省所管2法人（国際協力機構、国際交流基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに3回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会における業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」に基づき、中期計画に定められた個別項目ごとに5段階の評定区分（S、A、B、C、D）で行うことを基本としている。しかしながら、その判断の基準は必ずしも客観的、具体的ではなくわかりにくいものとなっており、評価結果においても、評価の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないのがみられる。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。

（目的積立金）

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利

益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)Ⅲ-1-(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績など)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ-2-(1)-③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人国際協力機構】

- 平成 18 年度に当期総利益が約 57.9 億円発生し、年度末の利益剰余金も約 76.1 億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

【独立行政法人国際交流基金】

- 平成 18 年度に当期総利益が約 2.2 億円発生し、年度末の剰余金も約 10.6 億円計上されている。一方、評価結果において、「予算、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。）と評価されているが、利益剰余金についての貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金についての考え方、理由、根拠等を分かりやすく説明した上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成 19 年 2 月 16 日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）において、各府省の年度評価等の際に、平成 18 年 11 月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかし、業務実績報告書等に随意契約の件数等の実績が記載されておらず、また、評価結果においては、「業務の合理化と経費節減」の項目の中で、附属機関の施設管理契約を公募型プロポーザル方式から一般競争入札へ移行することを指摘されているが、随意契約全体の適正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し等」をも踏まえて、随意契約件数等の実績を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、随意契約の見直し計画の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。
- 本法人には、平成 18 年度末現在で関連公益法人等が 3 法人あり、国際文化交流事業等の業務の一部について、業務委託や助成を行っているが、評価結果において、関連

公益法人等との業務委託等の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－２－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託等の妥当性について評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見（案）

【独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金】

独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗^{ちよく}と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

財務省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員 長 奥 村 洋 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「財務省所管の独立行政法人の平成 18 年度における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところ です。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いいたします。

平成18年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見（案）

平成18年度における財務省所管7法人（酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会による業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階の評定区分（A+又はS、A、B、C、D）で行うこととなっているが、個別項目ごとの具体的な判断基準が不明確なものがみられる。また、A評定とした理由を「中期計画の達成に向け適切に実施している。」としか説明していないなど、評価（評定）の考え方、理由、根拠等についての説明が十分でないものがみられる。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。

（目的積立金）

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を

行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－（2）「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－（3）「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－2－（1）－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－（1）－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。

(一般競争入札における競争性の確保)

- ・ 平成19年5月の衆議院内閣委員会及び6月の衆議院財務金融委員会において、貴

省所管独立行政法人の平成17年度の一般競争入札において落札率が100%となっている事例があることが指摘されている。今後の評価に当たっては、一般競争入札における競争性の確保の観点から、その適正な実施について厳格な評価を行うべきである。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人造幣局】

- ・ 本法人は、「次期中期目標等においては、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定すること」が課題となっている。今後の評価に当たっては、当該指標等を用いることで、経営の効率化等のための詳細な分析を行うとともに、その分析結果を踏まえて経常利益の妥当性、発生要因等をより分かりやすく説明した上で、業務運営の効率化等についての評価を行うべきである。

【独立行政法人国立印刷局】

- ・ 本法人は、「次期中期目標等においては、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定すること」が課題となっている。今後の評価に当たっては、当該指標等を用いることで、経営の効率化等のための詳細な分析を行うとともに、その分析結果を踏まえて経常利益の妥当性、発生要因等をより分かりやすく説明した上で、業務運営の効率化等についての評価を行うべきである。

【独立行政法人通関情報処理センター】

- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度116.2（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果においていかなる評価がなされたか言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画のⅢ－1－（4）「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等に随意契約件数等の実績が記載されておらず、評価結果においても随意契約の適正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－（1）「随意契約の見直し」等をも踏まえ、業務実績報告書等において随意契約件数等の実績を明らかにさせた上で、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人日本万国博覧会記念機構】

- ・ 公園設備の安全性については、「公園整備等に関する計画」に含め評価が行われている。平成19年度に公園内の遊園地において死傷事故等が発生したところであり、今後の評価に当たっては、安全確保について個別の評価項目を設けるなど、安全確保に向けた取組状況が的確に反映されるとともに、国民に分かりやすい形で評価を行うべきである。

【独立行政法人農林漁業信用基金】

- ・ 林業信用保証勘定において、平成18年度に当期総利益が約11.5億円発生し、同年度の利益剰余金も約27.8億円計上されている。また、農業信用保険勘定において、同年度の利益剰余金が約26.7億円、漁業信用保険勘定において、約7.0億円計上されている。評価結果において、「予算、収支計画及び資金計画」の評定はB評定（当該事業年度の実績を踏まえると中期目標をおおむね達成することが見込める状況である。）と評価されているが、利益剰余金について言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされ

ている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度121.4（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果の「経費支出の抑制」の評価はA評価（当該事業年度の実績を踏まえると中期目標を十分に達成することが見込める状況である。）と評価されており、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－（4）「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人奄美群島振興開発基金】

- 平成18年度末現在、約49.2億円の繰越欠損金が計上されているが、この解消に向けた取組として実施している貸倒懸念債権、破産更生債権等のいわゆるリスク管理債権（保証業務では約48.6億円、融資業務では約48.3億円）の割合の抑制については、独立行政法人化（平成16年10月）以後、年度計画で設定した数値目標を一度も達成できていない上、業務実績報告書等において、リスク管理債権の推移、新規リスク管理債権の発生、債務者からの回収、保証・融資残高の状況等、年度間における要因分析がなされているものの、年度計画との乖離についての要因分析が行われていない。今後の評価に当たっては、中期計画の達成に向け大幅な改善を要することを踏まえ、欠損金の解消やリスク管理債権割合の抑制が計画どおり進んでいない場合には、その具体的要因についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度106.0（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－（4）「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

文部科学省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員 長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成18年度における文部科学省所管27法人（国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年未までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会による業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階評定区分(S、A、B、C、F)で行うこととなっている。しかしながら、外形上、同じような中期目標の達成度でありながら、S評定（特に優れた実績を上げている。）となっている項目やA評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）となっている項目があるなど当該評定とした理由が分かりにくいものとなっている。また、複数の項目を組み合わせる評価を行う大項目等についても、評定の理由、根拠等が明示されていない。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係において分かりやすく説明すべきである。

(目的積立金)

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－(2)「保有資産の見直し」において、見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－2－(1)－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にするとされていることをも踏まえ、高コスト構造となっている業務などについて、経費削減の手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－２－(1)－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われたい。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人大学入試センター】

- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度100.1（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国立国語研究所】

- ・ 基幹的な調査研究の実施については、「大規模汎用日本語データベース」に対する期待が高いこと等を理由としてS評定（特に優れた実績を上げている。）とされているが、平成18年度現在においては全体設計の確定という段階にしかすぎず、本格的な運用段階とはなっていないことから、成果・効果の検証を行えるまでには至っておらず、S評定とする理由が不十分である。今後の評価に当たっては、同データベースの構築状況や、その成果の達成状況等を可能な限り定量的に業務実績報告書等で明らかにさせ

た上で評価を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等において随意契約件数等の実績は記載されているものの、評価結果において、随意契約の適正化の取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度101.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国立科学博物館】

- ・ 展示公開及びサービスの状況については、過去最高の入館者数を獲得したことなどから、S評定（特に優れた実績を上げている。）とされているが、評価結果においては、平成17年度及び18年度の実績のみが言及されている。今後の評価に当たっては、評価結果において少なくとも直近5年間の入館者数の経年変化等を明らかにした上で、国民に分かりやすい形で展示公開及びサービスの状況についての評価を行うべきである。

【独立行政法人防災科学技術研究所】

- ・ 国及び地方公共団体の防災行政への貢献に関する事項については、情報提供数が中期計画における目標を大きく上回っている（中期計画：毎年100件以上、平成18年度

実績：241 件) ことから、S 評定 (特に優れた実績を上げている。) とされているが、評価結果においてはこの 18 年度実績に係る具体的な数値にまで言及されていない。今後の評価に当たっては、評価結果において具体的な数値を明らかにした上で、国民に分かりやすい形で国及び地方公共団体の防災行政への貢献についての評価を行うべきである。

- ・ 本法人には、平成 18 年度末現在で関連公益法人等が 3 法人あり、調査・研究事業の一部について業務委託を行っているが、評価結果において、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連公益法人等との人・資金の流れの在り方」等をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人科学技術振興機構】

- ・ 利益剰余金については、「一般勘定」において、平成 18 年度に当期総利益約 2.9 億円が発生し年度末に約 15.7 億円が計上されているが、その発生要因について評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を評価結果において明らかにした上で、業務運営の適切性についての評価を行うべきである。

【独立行政法人理化学研究所】

- ・ 利益剰余金については、平成 18 年度に当期総利益約 5.7 億円が発生し年度末に約 17.7 億円が計上されているが、その発生要因について評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を評価結果において明らかにした上で、業務運営の適切性についての評価を行うべきである。
- ・ 本法人には、平成 18 年度末現在で関連公益法人が 2 法人あり、脳科学総合研究等の一部について業務委託を行っているが、評価結果において、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連公益法人等との人・資金の流れの在り方」等をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度124.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

- 国立代々木競技場の運営・提供業務については、稼働日数が中期計画の目標を上回ったことからA評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）とされており、今後も自己収入の増加につながるように、稼働日数の確保を期待するとされている。しかし、第一体育館の稼働日数の内訳をみると、スポーツの振興以外の目的での利用が66.3%を占めていることから、今後は、こうした利用に供することが本来目的での利用に支障を来さないか否かを踏まえた上で評価を行うべきである。
- 学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成19年12月21日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「勧告の方向性」という。）において、「学校安全支援業務（仮称）」に一本化し、災害共済給付業務に関連するものに重点化するとともに、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証し、結論を得るものとするとしている。今後は、こうしたことを踏まえ、成果・効果に係る適切な指標を設定した上で評価を行うべきである。
- スポーツ振興投票業務については、勧告の方向性において、平成21年度末を目途に、実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得るものとするとしている。今後は、こうしたことを踏まえ、評価を行うべきである。
- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の

水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度111.0（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人日本学生支援機構】

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度112.9（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人海洋研究開発機構】

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度118.0（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っており、このことについて、評価結果においては、「水準も適正である」として、A評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）とされているが、その理由等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国立高等専門学校機構】

- 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の

削減を行うことを基本とされている。本法人については、総人件費の削減に係る目標値が中期計画や年度計画に盛り込まれているものの、評価結果において、その達成状況等について言及されていない。今後の評価に当たっては、総人件費削減の達成状況について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、削減に向けた取組状況や効果についての的確な評価を行うべきである。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構】

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 %以上の削減を行うことを基本とされている。本法人については、平成 18 年度の総人件費削減実績が対前年度比 0.6%の減少となっており、A 評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）とされているものの、その理由が評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、総人件費削減の達成状況について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、削減に向けた取組状況や効果についての的確な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成 18 年度 103.9（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人メディア教育開発センター】

- ・ 法人の運営体制の改善状況、研究開発及び組織の見直し状況、並びに人事の適正化の状況については、S 評定（特に優れた実績を上げている。）とされ、その理由として、
 - ① 法人の運営体制の改善状況については、研究開発部と普及促進部に関する組織の大幅な見直しを推進したこと、
 - ② 研究開発及び組織の見直し状況については、従来のプロジェクトを事業の内容・性

格等に応じて「プロジェクト」と「特定事業」に区分し、変革的な再編を実施したこと、
③ 人事の適正化の状況については、積極的な人事交流の断行や外部への派遣研修への積極的派遣を行ったこと、
などが挙げられている。

しかしながら、これらについては、成果・効果の分析・検証までは行われておらず、S
評定とする理由が不十分である。したがって、今後は、成果・効果の分析・検証を含め評価
を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」
において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後
評価を行うことが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等において随意
契約件数等の実績は記載されているものの、評価結果において、随意契約の適正化の
取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－
(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等につい
て厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人日本原子力研究開発機構】

- ・ 「一般勘定」において、平成18年度末で約4.2億円の繰越欠損金が計上されている
が、その発生要因について業務実績報告書等に記載されておらず、評価結果において
も言及されていない。今後の評価に当たっては、繰越欠損金の発生要因を業務実績報
告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- ・ 平成19年6月以降に発覚した核燃料物質による汚染に係る報告漏れへの対応・対策
については、18年度業務実績評価において、「特記事項」として、来年度の評価にお
いて評価を行うこととされているが、その際には、発生原因や事態の経緯を明らかに
した上で厳格な評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見（案）

【独立行政法人教員研修センター及び独立行政法人科学技術振興機構】

独立行政法人教員研修センター及び独立行政法人科学技術振興機構については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 18 年 11 月 27 日付け政委第 23 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗^{ちよく}と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

厚生労働省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋 洋治

平成 18 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 17 日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省の所管する独立行政法人の平成 18 年度の業務実績の評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見（案）

平成18年度における厚生労働省所管14法人（国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会における業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階の評定区分（S、A、B、C、D）で行うこととなっている。しかしながら、その判断の基準は必ずしも客観的、具体的ではなく分かりにくいものとなっており、評価結果をみても、

- ① 評定の理由及び特記事項として、評価を担当した各委員の個別の意見が羅列されているが、貴委員会としての評定の理由は明らかにされていない、
- ② 同じような評定理由でありながら、S評定（中期計画を大幅に上回っている）となっている項目やA評定（中期計画を上回っている）となっている項目があるなど、評定の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないものとなっている。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、

今後も引き続き、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。

(目的積立金)

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)Ⅲ-1-(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績など)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ-2-(1)-③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－２－(1)－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われたい。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人国立健康・栄養研究所】

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。本法人については、評価結果において、本来は平成17年度の実績額を基準とすべきであるにもかかわらず予算額を基準とした人件費の削減状況が評価されている。今後の評価に当たっては、平成17年度の実績額を基準として厳格な評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度104.6（事務・技術職員）、102.0（研究職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画のⅢ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を

行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人労働安全衛生総合研究所】

- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度109.7（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画のⅢ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 旧独立行政法人産業安全研究所と旧独立行政法人産業医学総合研究所との統合効果に関する評価結果において、「研究評価の実施」や「インターネット等による調査及び研究成果情報の発信」についてはA評定（中期計画を上回っている）とされているが、当該評定に関する理由及び特記事項では、中期計画を上回っているとする評定の考え

方、理由、根拠等について十分に説明されていない。今後の評価に当たっては、評価の結果について、その考え方、理由、根拠等を分かりやすく説明すべきである。

【独立行政法人勤労者退職金共済機構】

- ・ 建設業退職金共済事業等勘定において、平成 18 年度に当期総利益が約 58.3 億円発生し、年度末の利益剰余金が約 982.5 億円、清酒製造業退職金共済事業等勘定においても同じく当期総利益が約 0.4 億円発生し、利益剰余金が約 10.7 億円計上されているが、業務実績報告書等において、それらの発生要因等が記載されていない。また、評価結果においても、「財務内容の改善に関する事項」の「健全な資産運用等」の評定は B 評定（中期計画に概ね合致している）となっているが、利益剰余金については言及されていない。建設業退職金共済事業においては、掛け捨てとなっている掛金が存在すること等も利益剰余金の発生に影響しているとされている。このため、今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で厳格な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成 18 年度 106.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成 18 年 11 月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

- ・ 建設業退職金共済事業の適正化の評価結果においては、説明会や実態調査等が計画どおりに実施されているとしてA評定（中期計画を上回っている）とされているが、それらの取組による成果や効果に関する評価の考え方、理由、根拠等について説明がなされていない。今後の評価に当たっては、成果や効果に係る指標を明らかにした上で評価を行うべきである。

【独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】

- ・ 高齢・障害者雇用支援勘定において、平成18年度末で約2.5億円の繰越欠損金が計上されている。また、評価結果において、「財務内容の改善に関する事項」の評定はB評定（中期計画に概ね合致している）と評価されているが、繰越欠損金について言及されていない。今後の評価に当たっては、繰越欠損金の解消に向けた取組等について評価を行うべきである。
- ・ 高齢・障害者雇用支援等業務については、複数の特定の関連公益法人に対して長期間にわたり業務が委託されており、平成18年度の事業費約859.7億円のうち約80.4億円（9.3%）がこれら関連公益法人への委託費となっているが、評価結果において関連公益法人への業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人福祉医療機構】

- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度120.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 「随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」

において、各府省の年度評価等の際に平成 18 年 11 月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において、随意契約の適正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

- 施設の清掃、ゲストハウス運営、廃棄物処理等の業務については、その大半が特定の関連公益法人に長期間にわたり業務委託されており、平成 18 年度の業務委託費約 1.9 億円のうち約 0.4 億円（18.6%）が当該関連公益法人への委託費となっているが、評価結果において関連公益法人への業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人雇用・能力開発機構】

- 一般勘定及び宿舎等勘定において、平成 18 年度に当期総利益がそれぞれ約 173.5 億円、約 69.2 億円発生し、年度末の利益剰余金がそれぞれ約 217.1 億円、約 233.2 億円計上されている。しかしながら、それらの発生要因について業務実績報告書等に記載されていない。また評価結果においては、「予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金」の項目についてB評定（中期計画に概ね合致している）とされているが、評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、コストの適正化の観点から発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、剰余金等を保有する必要性、その効果的な運用方法等についての評価を行うべきである。
- 宿舎等勘定においてリスク管理債権額が増加しているが、評価結果においてリスク管理債権について記載されていない。今後の評価に当たっては、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の管理状況や解消に向けた取組について評価を行うべきである。

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度113.0（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。
- 雇用促進住宅の管理を特定の関連公益法人に業務委託しているが、評価結果において、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。
- 私のしごと館について、整理合理化計画で1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行うと決定されたことにかんがみ、今後の評価に当たっては、その検討に資する評価を行うべきである。

【独立行政法人労働者健康福祉機構】

- 本法人の「財務内容の改善に関する事項」の評価結果においては、中期目標期間中に年度損益の均衡を目指すとする目標がほぼ予定どおりに達成されているとしてA評定（中期計画を上回っている）とされている。しかしながら、過去3年間損失を計上し、平成18年度末の繰越欠損金は約240.3億円に増加していること、また、評価結果

において、評定の理由及び特記事項として委員の様々な個別の意見が羅列されており、中にはA評定とは相反するような意見もみられることから、評定の理由は分かりにくいものとなっている。今後の評価に当たっては、より厳格な評価を行うとともに、評価結果についても、その考え方、理由、根拠等を分かりやすく説明すべきである。

- 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。本法人は、管理職手当の年功要素を排除したことなどが評価されて、A評定（中期計画を上回っている）とされているが、一方で総人件費は前年度に比べて0.3%（約3.4億円）増加しており、一般管理費の人件費を5年間で5%以上削減するという目標に対し今期の実績や達成状況がどうであったかについての評価が、評価結果に言及されていない。今後の評価に当たっては、増加要因の分析を行い、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。
- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適正性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度115.9（病院医師）、104.5（病院看護師）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を実施することが要請されている。しかしながら、評価結果において、随意契約の適正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国立病院機構】

- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の病院医師については対国家公務員指数で平成 18 年度 112.0（病院医師）と国家公務員の給与水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

- ・ 副作用救済勘定及び感染救済勘定において、平成 18 年度に当期総利益がそれぞれ約 5.2 億円、約 4.8 億円発生し、年度末に利益剰余金がそれぞれ約 31.5 億円、約 15.2 億円計上されており、業務実績報告書においてその発生要因として給付金の支給原因が見込みを下回ったこと等によるものと記載されているが、評価結果において、利益剰余金の発生要因となった業務運営の適切性について十分な説明がなされていない。当該勘定における収益の太宗が、企業等が負担する拠出金であることを考慮すると、今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因となった業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成 18 年度 121.1（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成 18 年 11 月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適

正化について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人医薬基盤研究所】

- ・ 法人全体で、平成18年度末で約284.1億円の繰越欠損金が計上されているが、業務実績報告書等に繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組等について記載されていない。また、評価結果において「財務内容の改善に関する事項」の評価はB評定（中期計画に概ね合致している）とされているが、繰越欠損金については言及されていない。今後の評価に当たっては、「平成16年度決算議決」（平成18年6月9日参議院本会議）において、収支見込み等の一層厳格な審査による政府出資金の欠損の最小化に努めるよう指導すべきと指摘されていることも踏まえ、繰越欠損金の発生要因やその解消に向けた取組状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- ・ 開発振興勘定において、平成18年度に当期総利益が約1.1億円発生し、年度末の利益剰余金も約2.4億円計上されているが、業務実績報告書等において発生要因等について記載されておらず、評価結果においても利益剰余金について言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。本法人は、総人件費が前年度に比べて4.9%増加しているにもかかわらず、人件費が増加していることについて、評価の考え方、理由、根拠等について説明がなされていない。今後の評価に当たっては、増加要因の分析を行い、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は平成18年度113.0（事務・技術職員）と国家公務員の水

準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

- ・ 医用霊長類の繁殖育成等業務、霊長類医科学実験施設管理等業務については、その大半が特定の関連公益法人に対して業務委託されており、平成18年度の本法人の生物資源研究費約9.9億円のうち約2.4億円(24.3%)が関連公益法人への委託費となっているが、評価結果において、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－２－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構】

- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適正性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度109.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を実施することが要請されている。しかしながら、前年度よりも、随意契約比率は金額比、件数比ともに減少していないにもかかわらず、一般競争入札、指名競争入札または公募プロポーザルなど、業務の特性に応じた方法により経費の効率的な執行に努めたこと、外部委託の実施を機動的かつコスト意識を持って行われたことを高く評価してS評定(中期計画を大幅に上回っている)とされている。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契

約見直し計画」の実施状況等について、その理由、根拠等を分かりやすく説明すべきである。

【年金積立金管理運用独立行政法人】

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適正性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度118.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、平成18年度の随意契約金額は約11.6億円、随意契約比率は金額比96%、件数比89%と極めて高い比率となっており、また契約方法の見直しが進められているかの判断が困難であるという貴委員会委員の意見があるにもかかわらず、A評定（中期計画を上回っている）とされている。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について、その理由、根拠等を分かりやすく説明すべきである。
- 監事監査において、人事評価制度については、平成18年度中に一部実施するように準備が進められたが、実施に至らなかったと指摘されているにもかかわらず、貴委員会の評価結果においては、想定以上に適切に行っているとして、A評定（中期計画を上回っている）とされている。今後の評価に当たっては、人事評価制度にかかわる取組の達成度合い等を明確にした上で、適切な評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見（案）

【独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構】

独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗^{ちよく}と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

農林水産省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号

平成 20 年 1 月 日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員 長 松 本 聰 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成 18 事業年度における業務実績の評価結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見（案）

平成18年度における農林水産省所管17法人（農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター、森林総合研究所、林木育種センター、水産総合研究センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会においては、業務の実績に関する評価方法、基準等についての基本的な方針は農業、農業技術、水産、林野の各分科会で法人別に定めることになっていることもあって、次のような状況がみられた。

- ① 各法人の業務実績に関する評価は、基本的に、中期計画等に定められた個別項目ごとの5段階の評定区分（S、A、B、C、D等）で行われ、中項目は小項目の評価結果を集計し、大項目は中項目をさらに集計して評定することになっているが、法人によっては、評価結果を集計するに当たり、S評価とA評価及びC評価とD評価を同じ点数としていることから、実質的には3段階の評定区分となっているなど、必ずしも統一的な評定区分が定められていない。
- ② 定量的な数値目標が定められている項目については、定量的に評価を行うものとして基準の設定の取組が行われているが、例えば、中期目標等に対する達成度

合いが70%以上100%未満場合にB評定とされる法人がある一方で、達成度合いが90%以上100%未満の場合にB評定とされる法人があるなど、必ずしも統一的に定められていない。このため、評定が同一であっても、目標の達成度合いは、法人間で区々となっており、評価の相互比較は困難となっている。

③ 各法人の評価書の様式が統一されておらず、一覧性に欠ける。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も引き続き工夫しつつ、評価基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価基準との関係においてよりわかりやすく説明すべきである。

(目的積立金)

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)Ⅲ-1-(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績など)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ-2-(1)-③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」

において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－２－(1)―①「業務運営体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものがみられることから、的確な評価を行われない。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人肥飼料検査所】

- ・ 平成 18 年度に当期総利益が約 1.7 億円発生し、年度末の利益剰余金が約 1.9 億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「剰余金の使途」の評定はA評定（得られた成果は十分であった。）と評価されているが、利益剰余金について言及されていない。農林水産消費安全技術センターの今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数

で平成18年度103.0（事務・技術職員）（平成17年度と比較して0.2ポイント上昇）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果の「役職員の給与についての見直し」の評価はA評価（必要な見直しを順調に進めた。）と評価されており、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。農林水産消費安全技術センターの今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人農薬検査所】

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度101.9（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果の「人件費の削減」の評価はA評価（対前年度比の削減率が1%以上）と評価されており、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。農林水産消費安全技術センターの今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人家畜改良センター】

- 講習及び指導業務については、評価項目の一つである「研修生の受け入れ人数」が中期計画等（1,200人）の2倍以上（2,737人）あったことを理由としてS評価（数値の達成度が100%以上であって、特に優れた成果が得られた。）としている。しかし、1,200人という受入人数は、中央畜産技術研修、技術研修会、個別研修等の期間、目的、対象者がそれぞれ異なる研修の研修生を合算したものである。今後の評価に当たっては、個々の研修の性質に応じた適正な受入人数に係る目標を実績等を踏まえて設定、業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【独立行政法人森林総合研究所】

- 平成18年度に当期総利益が約1.0億円発生し、年度末の利益剰余金が約2.3億円計

上されている。一方、評価結果において「経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取り組み」の評価はa評価（中期計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されているが、利益剰余金についての貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の妥当性等業務運営の適切性についての評価の結果について、その考え方、理由、根拠等をわかりやすく説明すべきである。

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。一方、評価結果の「人事に関する計画」の評価はa評価（中期計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されているが、人件費削減について、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等の十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度100.8（研究職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果の「人事に関する計画」の評価はa評価（中期計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されており、給与水準について貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等の十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 本法人には、平成18年度末現在で関連公益法人等が1法人あり、研究支援業務について業務委託を行っている。一方、評価結果の「法人運営における資金の配分状況」はa評価（中期計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されているが、関連公益法人等との業務委託の妥当性について貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ

－ 2 － (1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人林木育種センター】

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 %以上の削減を行うことを基本とされている。一方、評価結果の「法人運営における資金の配分状況（人件費、事業費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）」の評価はa評価（中期計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されているが、人件費削減について、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等の十分な説明がなされていない。森林総合研究所の今後の評価に当たっては、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 本法人には、平成 18 年度末現在で関連公益法人等が 1 法人あり保存園等育成管理業務等について業務委託を行っている。一方、評価結果の「法人運営における資金の配分状況（人件費、事業費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）」はa評価（中期計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されているが、関連公益法人等との業務委託の妥当性について、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等の十分な説明がなされていない。森林総合研究所の今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－ 2 － (1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人水産総合研究センター】

- ・ 平成 18 年度に当期総利益が約 1.7 億円発生し、年度末の利益剰余金が約 4.7 億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評価はA評価（計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されているが、利益剰余金等について言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行う

べきである。

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 %以上の削減を行うことを基本とされている。一方、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評定は A 評定（計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されているが、人件費削減について、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人水産大学校】

- ・ 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成 17 年 11 月 14 日）の「第 3 漁業練習船の効率的かつ効果的運用」において「本法人が保有する漁業練習船 2 隻について、航海によっては、実習生定員に対する乗船実績が半数に満たないものがある状況や、上記第 1 の特化・重点化した教育内容を踏まえ、効率的な運用を行うものとする。その際、専攻科における実習が運航実績の中心となっていることから、専攻科の見直しの検討状況や練習船の更新時期等を十分踏まえ、法人の任務・役割にふさわしい漁業練習船の体制について検討するものとする。」と指摘していることを踏まえ、本法人の現行中期目標の「第 2 - 2 業務の効率化」において、「練習船については、専攻科の見直し内容や練習船の更新時期等を十分踏まえ、大学校の任務・役割にふさわしい練習船の体制について検討を行いつつ、実習生定員に対する乗船実績、教育内容の重点化等を踏まえ、適正かつ効率的な運用を行う。」と記載されているが、練習船の体制についての検討状況及び評価が業務実績報告書等に記載されておらず、評価結果についても言及されていない。今後の評価に当たっては、その検討状況等について業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構】

- ・ 農業・食品産業技術の試験研究等を実施している農業技術研究業務勘定において、平成 18 年度に当期総利益約 6.1 億円が発生し、年度末の利益剰余金が約 19.3 億円計上されているが、業務実績報告書等において、利益剰余金の発生要因等については十

分に記載されていない。一方、評価結果の「予算、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性についての評価を行うべきである。

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。一方、評価結果において、「予算、収支計画及び資金計画」の評定がA評定（中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。）と評価されており、総人件費については、5年間で5%以上の削減目標に向けた取組が行われていると言及されているが、評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 本法人には、平成18年度末現在で特定関連会社が18社あり、そのうち3社とは法人の業務の一部について業務委託を行っているが、評価結果において、各種の契約に関しての透明性、公平性のチェック体制等については言及されているものの、特定関連会社への個々の業務委託の妥当性については言及されていない。また、特定関連会社に対する出資の必要性については、業務実績報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連会社に対する業務委託の妥当性、出資の必要性について評価を行うべきである。

【独立行政法人農業生物資源研究所】

- ・ 平成18年度に当期総利益約0.5億円が発生し、年度末の利益剰余金が約3.9億円計上されているが、業務実績報告書等において、利益剰余金の発生要因等については十分に記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（計画に対して業務が順調に進捗している。）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっ

ては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

- 総人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（計画に対して業務が順調に進捗している。）と評価されており、総人件費については、5年間で5%以上の削減目標に向けた取組が行われていると言及されているが、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。
- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度100.9（研究職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（計画に対して業務が順調に進捗している。）と評価されており、「国の水準とほぼ同等」と言及されているが、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- 本法人には、平成18年度末現在での関連公益法人等が1法人あり、研究業務の一部について業務委託を行っているが、評価結果において、各種の契約に関する透明性、公平性のチェック体制等については言及されているものの、関連公益法人等への個々の業務委託の妥当性については言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人農業環境技術研究所】

- ・ 平成 18 年度に当期総利益約 0.5 億円が発生し、年度末の利益剰余金が約 2.1 億円となっているが、業務実績報告書等において、利益剰余金の発生要因等について十分に記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）となっているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 総人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 %以上の削減を行うことを基本とされている。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されており、総人件費については、5 年間で 5 %以上の削減目標に向けた取組が行われていると言及されているが、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成 18 年度 102.3（研究職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（計画に対して業務が順調に進捗^{ちよく}している。）と評価されており、「国の水準とほぼ同等」と言及されているが、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国際農林水産業研究センター】

- ・ 総人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する

法律等に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 %以上の削減を行うことを基本とされている。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評価は A 評価（計画に対して業務が順調に進捗している。）と評価されており、総人件費については、5 年間で 5 %以上の削減目標に向けた取組が行われていると言及されているが、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は国家公務員指数で平成 18 年度 100.3（事務・技術職員）（平成 17 年度と比較して 1.1 ポイント上昇）、102.4（研究職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の評価は A 評価（計画に対して業務が順調に進捗している。）と評価されており、「国の水準とほぼ同等」と言及されているが、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人農畜産業振興機構】

- 砂糖勘定及び生糸勘定において、平成 17 年度末でそれぞれ約 841.9 億円、生糸勘定約 101.4 億円の繰越欠損金が発生している。平成 18 年度末現在では、砂糖勘定、生糸勘定ともに当期利益が発生したため、減少しているものの、依然として砂糖勘定で約 500.7 億円、生糸勘定で約 58.1 億円もの繰越欠損金が計上されているが、発生要因等について業務実績報告書等で十分に記載されていない。一方、評価結果において、「財務内容の改善に関する事項」の評価が A 評価（順調に行われている。）と評価されているが、欠損金について言及されていない。今後の評価に当たっては、業務実績報告書等で繰越欠損金の発生要因等について明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- 輸入乳製品の売買や生乳生産者への補給金の交付等の業務を行っている補給金等勘

定など3勘定において、平成18年度末で利益剰余金が計上されている（補給金等勘定約252.8億円、畜産勘定約41.4億円、野菜勘定約1.2億円）が、利益剰余金の発生要因等について業務実績報告書等で十分に記載されていない。一方、評価結果において、「財務内容の改善に関する事項」の評価がA評価（順調に行われている）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

- ・ 本法人は、旧法人が締結した債務保証契約により代位弁済した結果取得した求償権を承継して管理している。業務を廃止して3年以上経過する平成18年度末においても2乳業者に対し合計約2.7億円の債権が残っており、債権全額が「破産更正債権等」に計上されている。しかし、業務実績報告書等に破産更正債権の管理状況や解消に向けた取組状況について記載されておらず、評価結果においても、いかなる評価が行われたか言及されていない。今後の評価に当たっては、破産更正債権等の管理状況や回収に向けた取組状況について、業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- ・ 本法人は、旧法人が実施した関連会社等に対する出資金約81.8億円及び関連公益法人等に対する出えん金約392.1億円を承継し、その管理及び処分を行っているが、業務実績報告書等に関連法人等に対する出資の必要性等について記載されておらず、評価結果においても、関連法人等に対する出資等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人等に対する出資等の妥当性、必要性について評価を行うべきである。

【独立行政法人農業者年金基金】

- ・ 旧年金勘定、農地売買貸借等勘定において、平成18年度に当期総利益がそれぞれ約4.9億円、約0.1億円発生し、年度末の利益剰余金がそれぞれ約63.5億円、約3.5億円計上されている。評価結果の「法人運営における資金の配分状況」の評価はA評価（効果的な資金の配分は十分であった）と評価されているが、利益剰余金については

言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

【独立行政法人農林漁業信用基金】

- ・ 林業信用保証勘定、農業災害補償関係勘定、漁業災害補償関係勘定において、平成18年度に当期総利益がそれぞれ約11.5億円、約0.4億円、約0.4億円発生し、年度末の利益剰余金がそれぞれ約27.8億円、約24.2億円、約1.0億円計上されており、また、農業信用保険勘定及び漁業信用保険勘定において同年度の利益剰余金がそれぞれ約26.7億円、約7.0億円計上されているが、業務実績報告書等において、それらの発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（計画どおり実施された。）と評価されているが、利益剰余金等については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度121.4（事務・技術職員）（平成17年度と比較して0.3ポイント上昇）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果の「人件費の抑制」の評定はA評定（計画に対し取組は十分であった。）と評価されており、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人緑資源機構】

- ・ 平成18年度に当期総利益約8.8億円が発生し年度末の利益剰余金も約51.8億円計上されている。一方、評価結果の「予算、収支計画及び資金計画」の評定はA評定（中期計画に対して概ね順調に推移している。）となっているが、利益剰余金について、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。承継法

人における今後の評価に当たっては、利益剰余金の妥当性等業務運営の適切性についての評価の結果について、その考え方、理由、根拠等を分かりやすく説明すべきである。

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度117.7（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果においては、「業務運営の効率化による経費の抑制」の評定がa評定（中期計画に対しておおむね順調に推移している。）と評価されており、給与水準について、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。承継法人における今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」を踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- 本法人については、発注する緑資源幹線林道事業の測量・建設コンサルタント業務に関して、発注者側が組織的に、かつ、長期間にわたって反復継続して一連の談合を主導していた極めて悪質な「官製談合」事件が起こったことを受け、廃止することとされている。これを踏まえ、本法人は、入札談合再発防止対策に関する調査報告書（平成19年12月25日）を取りまとめ、入札契約手続の見直しを始めとする同対策の実施方針を打ち出したところである。承継法人における今後の評価に当たっては、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）及び整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」をも踏まえて、同法人の業務の適正な執行を確保する観点から、業務上結んだ契約について、その重要性に応じて、同法人に対し積極的に資料の提出を求めるなどにより、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について厳格な評価を行うべきである。

經濟産業省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管の独立行政法人の平成 18 年度における業務の実績に関する評価の結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところ です。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いいたします。

平成18年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見（案）

平成18年度における経済産業省所管11法人（経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会による業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階の評定区分（AA、A、B、C、D）で行うこととなっている。しかしながら、その判断の基準は必ずしも客観的、具体的ではなく分かりにくいものとなっており、評価結果をみても、評価（評定）の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないものがみられる。また、評価結果の構成も各業務の中期計画等の達成状況や評価結果が分かりにくいものとなっている。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。あわせて、評価結果の構成も各業務の達成度や評価結果が分かりや

すく説明できるよう工夫すべきである。

(目的積立金)

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－（2）「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－（3）「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－2－（1）－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－（1）－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評

価の実施など)等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われたい。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人経済産業研究所】

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。本法人は、17年度に比べて総人件費が1.1%増加しているが、評価結果において、「業務運営の効率化」はB評定(質・量の両面において概ね中期計画を達成)と評価されており、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、総人件費増加の要因分析を行い、削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人工業所有権情報・研修館】

- ・ 本法人には、平成18年度末現在で関連公益法人等が1法人あり、特許電子図書館業務における産業財産権情報の提供サービス業務や外国特許明細書等原文抄録データ作成業務等、業務の大半を外注しているが、評価結果において、関連公益法人等との契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人との契約の妥当性等について評価を行うべきである。

【独立行政法人日本貿易保険】

- ・ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格

な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度139.1（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っているにもかかわらず、判断の根拠が具体的に示されないまま「仕事の難易度から判断して給与レベルはむしろ低い」との評価意見が評価結果に記載されている。このため、現状の給与水準の評価について疑問なしとしないところである。以上の状況を踏まえ、今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－（4）「給与水準の適正化等」をも踏まえ、同種類似業務を行っている法人や組織との業務内容や給与水準の比較等、具体的な判断材料を明らかにした上で、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

- ・ 本法人には、平成18年度末現在で関連公益法人等が1法人あり、各国の企業に関する信用調査等の業務の大半について業務委託を行っているが、評価結果において関連公益法人等との業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－（1）－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人産業技術総合研究所】

- ・ 平成18年度に当期総利益が約65.7億円発生し、年度末の利益剰余金が約195.4億円計上されているが、事業報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において「財務内容の改善」はB評定（法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を事業報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 評価結果において「環境・安全マネジメントへの取り組み、業務運営の効率化も適切に効果を挙げている。」と記載されているが、平成19年度においても「内規に違反した微生物の保管」及び「危険物の無許可保管」という安全確保に支障が生ずる可能性がある事案が明らかになっており、平成18年度業務実績評価の内容と実態にかい離が生じているとみられる。研究従事者等の安全確保及び周辺環境の保全是業務運営における最重要事項であることを踏まえ、安全確保対策の実施状況について十分に精査した上で評

価を行うべきである。

【独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構】

- 平成18年度に五つの勘定(一般勘定、電源利用勘定、石油及びエネルギー需給構造高度化勘定、鉱工業承継勘定、特定事業活動等促進経過勘定)で約22.2億円の当期総利益が発生し、年度末には四つの勘定(一般勘定、電源利用勘定、石油及びエネルギー需給構造高度化勘定、特定事業活動等促進経過勘定)において総額約39.8億円の利益剰余金が計上されている。しかしながら、評価結果において「財務内容その他」はB評定(法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成)と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金が計上されたすべての勘定について、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 四つの勘定(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定、鉱工業承継勘定、石炭経過勘定及び特定事業活動等促進経過勘定)において貸倒懸念債権、破産更生債権等が発生しており、平成18年度末の総額は約221.4億円になっている。また、前年度末と比較して、残高は約1%しか減少していない。しかしながら、評価結果においては財務内容の改善に関する事項や関係業務についてB評定(質・量の両面において概ね中期計画を達成)に評定されるとともに、「貸付金の回収については、計画どおり粛々と実行している。」と記述されており、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、貸倒懸念債権、破産更生債権等が発生しているすべての勘定について、その管理状況や解消に向けた取組について評価を行うべきである。
- 本法人には、平成18年度末現在で関連法人が42法人(関連公益法人等41法人、関連会社1社)あり、研究開発等の業務委託を行っている。しかしながら、評価結果において関連法人への業務委託の妥当性については言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。
- 平成18年度末において、三つの勘定(基盤技術研究促進勘定、鉱工業承継勘定、石炭経過勘定)において繰越欠損金が計上され、法人全体の繰越欠損金も約477.4億円とな

っていることを踏まえ、評価結果において繰越欠損金の発生要因を明らかにするとともに、増加の抑制や将来的な削減に向けた今後の取組方針についても言及している。今後の評価に当たっては、繰越欠損金の発生要因の特殊性を踏まえつつ、今後の取組についての確かな評価を行うべきである。

【独立行政法人日本貿易振興機構】

- ・ 平成18年度末の利益剰余金が約9.0億円計上されているが、事業報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において「財務内容」はB評定（法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を事業報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 本法人には、平成18年度末現在で関連公益法人等が1法人あり、書籍の購入等の契約に関し、随意契約にて発注しているが、評価結果において、関連公益法人等との随意契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－（1）－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等との随意契約の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人原子力安全基盤機構】

- ・ 平成18年度に当期総利益が約15.4億円発生し、年度末の利益剰余金も約18.5億円計上されているが、事業報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において「財務内容」はB評定（法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後は、利益剰余金の発生要因を事業報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

【独立行政法人情報処理推進機構】

- ・ 認可法人情報処理振興事業協会からの承継勘定であり、平成20年1月に閉鎖された特定プログラム開発承継勘定において、平成18年度末で約377.1億円の繰越欠損金が計上

されているが、事業報告書等に繰越欠損金の削減に向けた具体的な取組の結果について記載されていない。一方、評価結果において、「財務内容の改善に関する事項及びその他事業運営に関する重要な事項」の評価はB評価（質・量の両面において概ね中期計画を達成）と評価されているが、貴委員会の評価の考え方や根拠、理由等について十分に説明がなされていない。平成19年度の評価に当たっては、事業報告書等で繰越欠損金の削減に向けた取組状況について明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

- 一般勘定及び特定プログラム開発承継勘定において貸倒懸念債権、破産更生債権等が約6.7億円あるが、事業報告書等において、管理状況や解消に向けた取組状況について記載されていない。評価結果においても、いかなる評価が行われたか言及されていない。今後の評価に当たっては、事業報告書等で貸倒懸念債権、破産更生債権等の管理状況や解消に向けた取組状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員で平成18年度109.3（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、給与水準の評価について、比較対象の妥当性についての説明がなされないまま、他の独立行政法人と比較して給与水準が適正と評価されている。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

- 石油天然ガス勘定において、平成18年度に当期総利益が約44.4億円発生し、年度末に利益剰余金が約53.6億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において「財務内容」はB評価（法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後は、すべての勘定について、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

- 本法人には、関連法人が19法人（特定関連会社3社、関連会社13社、関連公益法人3法人）あり、深海底鉱物資源調査等の業務委託や石油・天然ガスの探鉱のための出資を行っている。しかしながら、評価結果において関連法人に対する業務委託の妥当性及び関連法人への出資の必要性について言及していない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人に対する業務委託の妥当性及び関連法人への出資の必要性について評価を行うべきである。
- 資源備蓄については、①国家備蓄に係る技術開発課題の設定、開発成果の評価に関する体系化が不十分であり、早急に仕組みを構築する必要がある、②備蓄資源であるニッケルの放出において、入札から入札者へのデリバリーに長期間を要していることは問題である等、貴委員会委員の消極的評価意見が多数みられることに加え、③石油ガス地下備蓄基地建設において死亡事故が発生している。評価結果において、当該資源備蓄に関する事項の評価は、A評価（順調な進捗^{ちよく}状況であり、その質的内容も高い）と評価されているが、評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされているとは言えない。資源備蓄の今後の評価に当たっては、①技術・ノウハウの体系化等による技術的課題に対応する体制整備、②無事故・無災害の継続等の中期目標を踏まえつつ、業務実績の達成状況や個々の委員意見がどのように反映されたか十分に明らかにした上で評価を行うべきである。

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

- 平成18年度に四つの勘定（一般勘定、産業基盤整備勘定、中小企業倒産防止共済勘定及び工業再配置等業務特別勘定）で約242.0億円の当期総利益が発生し、年度末の利益剰余金が四つの勘定で合計約446.4億円になっているが、一般勘定（18年度末の剰余金約397.0億円）及び産業基盤整備勘定（同約13.1億円）に関しては、事業報告書等において利益剰余金の発生要因等が記載されていない。一方、評価結果において「財務内容の改善」はB評価（法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金が計上されたすべての勘定について、発生要因を事業報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

- 六つの勘定（一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定）において貸倒懸念債権、破産更生債権等が発生し、平成18年度末の総額は約2,023.2億円となっているが、施設整備等勘定に関しては、事業報告書において貸倒懸念債権、破産更生債権等の管理状況や解消に向けた取組状況が記載されていない。一方、評価結果において「財務内容の改善」はB評定（法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成）と評価されているが、貸倒懸念債権、破産更生債権等については言及されていない。今後の評価に当たっては、貸倒懸念債権、破産更生債権等が発生しているすべての勘定について、事業報告書等で管理状況や解消に向けた取組状況を記載した上で、評価を行うべきである。
- 本法人には、平成18年度末で出資や事務処理などの業務委託を行っている関連法人が99法人（特定関連会社7社、関連会社90社、関連公益法人2法人）ある。しかしながら、評価結果において、業務委託の状況について言及しているものの、業務委託の妥当性については言及されていない。また、出資した関連法人の経営状況等についても同様である。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－（1）－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、業務委託の妥当性や新規又は、追加の出資をする場合の出資の妥当性等について評価を行うべきである。
- 平成19年10月24日に会計検査院から、本法人に対して同法人が出資している第3セクターのうち関係会社について出資金の管理及び事業への支援を適切に行なうよう意見表示がされている。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－（1）－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、出資している第3セクターの経営状況の把握及び事業への支援について厳格な評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果
についての意見（案）

【独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人原子力安全基盤機構】

独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人原子力安全基盤機構については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗^{ちよく}と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

国土交通省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員 長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「国土交通省所管独立行政法人の平成 18 事業年度業務実績評価について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見 (案)

平成18年度における国土交通省所管19法人（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、海技教育機構、航海訓練所、航空大学校、自動車検査、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果という。」）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会による業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階の評定区分（5点、4点、3点、2点、1点）で行うこととなっている。貴委員会では、これまで、評価に係る基準の明確化、透明性の向上について、評価の判断基準に係る指針を策定するなど積極的に取り組んでいるところではあるが、なお客観的、具体的な評価の基準を目指して改善を検討すべき余地があるものもあり、評価結果をみても、評価（評定）の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないものがみられる。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、今後も引き続き、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより

分かりやすく説明することについて努めるべきである。

(目的積立金)

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ-1-(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ-2-(1)-③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価

の実施など)等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われたい。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人土木研究所】

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」(平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を実施することが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等に随意契約件数等の実績が記載され、評価結果において、「予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画」の項目の中で、「適切に実施され、着実に成果をあげている」と評価されているものの、随意契約の適正化の取組についてどのような評価を行ったか明らかにされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人建築研究所】

- ・ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度107.0(事務・技術職員。平成17年度と比較して0.9ポイント上昇)、105.7(研究職員)と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給

与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を実施することが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等に随意契約件数等の実績が記載され、評価結果において、「予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」の項目の中で、「定められた予算等について計画的に適切な執行を行っている」と評価されているものの、随意契約の適正化の取組についてどのような評価を行ったか明らかにされていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人交通安全環境研究所】

- ・ 平成18年度に当期総利益が約2.1億円発生し、年度末の利益剰余金が約9.1億円計上されているが、業務実績報告書等において、その発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画」の項目は3点（着実な実施状況）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度103.6（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人海上技術安全研究所】

- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務

員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度104.2（事務・技術職員。平成17年度と比較して4.2ポイント上昇）、100.1（研究職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】

- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度104.1（事務・技術職員。平成17年度と比較して6.7ポイント上昇）、107.1（研究職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人電子航法研究所】

- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度111.2（事務・技術職員。平成17年度と比較して1.9ポイント上昇）、105.3（研究職員。平成17年度と比較して1.9ポイント上昇）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人海技教育機構】

- ・ 平成18年度末現在、約3.3億円の繰越欠損金が計上されているが、業務実績報告書

等に繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算、収支計画及び資金計画」は3点（着実な実施状況）と評価されているが、繰越欠損金について言及されていない。今後の評価に当たっては、業務実績報告書等で繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組状況について明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

【独立行政法人航海訓練所】

- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度109.5（事務・技術職員。平成17年度と比較して9.4ポイント上昇）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人航空大学校】

- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度100.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【自動車検査独立行政法人】

- ・ 平成18年度に当期総利益が約11.0億円発生し、年度末の利益剰余金が約15.7億円計上されているが、業務実績報告書等において、その発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」の項目は3点（着実な実施状況）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績

報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

- ・ 法人全体として平成18年度末の利益剰余金が約1兆5千億円計上されているが、業務実績報告書等において、その発生要因等について記載されていない。また、評価結果においても利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度117.2（事務・技術職員。平成17年度と比較して0.6ポイント上昇）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 特例業務における宅地等の販売、広告、企画、調査等は、特定関連会社に委託して実施している。平成18年度の本法人による当該特定関連会社との取引額は約9百万円となっており、当該特定関連会社の総売上高に占める割合は0.026%しかなく、また、年々低下傾向にあるが、本法人の政策目的と特定関連会社に対する出資との関係について業務実績報告書等に記載されていない。また、評価結果においても特定関連会社に対する出資の必要性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、特定関連会社に対する出資の必要性について評価を行うべきである。

【独立行政法人国際観光振興機構】

- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度105.3（事務・技術

職員)と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を実施することが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等に随意契約件数等の実績が記載されておらず、評価結果においても随意契約の適正化の取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、業務実績報告書等で随意契約件数等の実績を明らかにさせた上で、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人水資源機構】

- ・ 平成18年度に当期総利益が約82.0億円発生し、年度末の利益剰余金が約942.5億円計上されているが、業務実績報告書等において、その発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画」の項目は、他の項目と合わせ3点(着実な実施状況)と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度118.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

- ・ 本法人には、平成 18 年度末現在で関連公益法人 2 法人あり、事業収入に占める本法人の発注割合が約 8 割以上を占めている。しかしながら、関連公益法人の業務目的、業務発注の概要等について業務実績報告書等に記載があるものの、評価結果においては、「説明責任の向上」という評価項目の中で、他の事項と合わせて評価されており、業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。
- ・ 平成 16 年度に起きた徳山ダム建設事業における不適切事案への対応については、17 年度に業務執行に係る基本姿勢として、倫理懇談会の設置、対応事例集の作成、役員によるヒアリングの実施などの取組が図られたところであるが、18 年度に、再び徳山ダム建設事業において不適切な事案が発生し、さらには、水門設備工事における談合事件に旧水資源開発公団の元役職員が関与した事件が発生し国民の信頼を著しく損ねたところであり、評価結果においては、1 点（着実な実施状況にあるとは認められない。）と評価されている。また、平成 16 年度に起きた問題への取組は、残念ながら構造的な改革をもたらさなかったとの指摘もされている。

これらのことを踏まえ、今後の評価に当たっては、発生原因と再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、再発防止対策が的確に機能しているか評価を行うべきである。

【独立行政法人自動車事故対策機構】

- ・ 平成 18 年度に当期総利益が約 48.5 億円発生し、年度末の利益剰余金が約 50.1 億円計上されているが、業務実績報告書等において、その発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」の項目は、他の項目と合わせ 3 点（着実な実施状況）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

- 交通遺児等への支援業務における貸付金において、平成18年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が約50.6億円あり、17年度に比べ約1.6億円、債権残高に占める割合が2.7ポイント増加しているにもかかわらず、業務実績報告書等において、債権回収率、回収経費の実績の記載はあるものの増加要因や解消に向けた取組状況等について記載されていない。一方、評価結果において、増加要因の分析等がなされないまま4点（優れた実施状況）と評価されており、貴委員会の評価の考え方、理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、業務実績報告書等で貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因等を明らかにさせた上で、その管理状況や解消に向けた取組について評価を行うべきである。
- 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度108.1（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- 療護センターにおける業務について、高度先進医療機器を活用した外部検査の受託件数が中期計画の目標を達成したことにより4点（優れた実施状況）と評価されている項目がある。他方で、平成17年度決算検査報告において、千葉療護センターに導入された高度先進医療機器（核医学画像診断装置（R I））が購入から5年間にわたり1度も使用されておらず、適切な管理も行われていないとの指摘を受けている。今後の評価に当たっては、4箇所の療護センターすべての医療機器の受託件数のみではなく、療護センターごとの医療機器の活用状況、当該機器の必要性も含め厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人空港周辺整備機構】

- 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することと

されている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度112.6（事務・技術職員。平成17年度と比較して0.4ポイント上昇）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を実施することが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等に随意契約件数等の実績は記載されているものの、評価結果において随意契約の適正化の取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 事業費の抑制に係る評価結果において、事業費が中期計画の削減目標を達成したことをもって4点（優れた実施状況）と評価されているが、民家防音事業については、当該事業における空調機工事単価及び本法人が委託している空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、割高ではないかとの指摘も見られたことから、今後の評価に当たっては、他の特定飛行場における事業手法、個別単価等についても考慮した上で評価を行うべきである。

【独立行政法人海上災害防止センター】

- ・ 防災措置勘定、その他業務勘定において、平成18年度に当期総利益がそれぞれ約5.7百万円、約0.3億円発生し、利益剰余金が約2.3億円、約19.5億円計上されているが、業務実績報告書等において、その発生要因等について記載されていない。一方、評価結果において、「予算、収支計画及び資金計画」の「(1)自己収入の確保」の項目は3点（着実な実施状況）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度117.1（事務・技術職員。平成17年度と比較して1.5ポイント上昇）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人都市再生機構】

- ・ 平成18年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が都市再生勘定において約403.9億円、宅地造成等経過勘定において約312.9億円あり、都市再生勘定については17年度に比べ約9.0億円増加しているにもかかわらず、業務実績報告書等において、増加要因や管理状況、解消に向けた取組状況について記載されていない。評価結果においてもいかなる評価が行われたか言及されていない。今後の評価に当たっては、業務実績報告書等で貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因や管理状況、解消に向けた取組状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度120.7（事務・技術職員。平成17年度と比較して0.8ポイント上昇）と国家公務員の水準を大きく上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 本法人には、平成18年度末現在で関連法人が37法人（特定関連会社が16社、関連会社が12社、関連公益法人が9社）あり、それらの法人に対し賃貸住宅の管理業務等の業務委託が行われている。しかしながら、評価結果において、「子会社・関連会社等の整理合理化」の項目で関係法人の整理合理化については言及されているものの、関

係法人への業務委託の妥当性については言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－２－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人奄美群島振興開発基金】

- 平成18年度末現在、約49.2億円の繰越欠損金が計上されているが、この解消に向けた取組として実施している貸倒懸念債権、破産更生債権等のいわゆるリスク管理債権（保証業務では約48.6億円、融資業務では約48.3億円）の割合の抑制については、独立行政法人化（平成16年10月）以後、年度計画で設定した数値目標を一度も達成できていない上、業務実績報告書等において、リスク管理債権の推移、新規リスク管理債権の発生、債務者からの回収、保証・融資残高の状況等、年度間における要因分析がなされているものの、年度計画との乖離についての要因分析が行われていない。今後の評価に当たっては、中期計画の達成に向け大幅な改善を要することを踏まえ、繰越欠損金の解消やリスク管理債権割合の抑制が計画どおり進んでいない場合には、その具体的要因についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- 「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度106.0（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構】

- 高速道路勘定において、平成18年度に当期総利益が約3,849.5億円発生し、年度末の利益剰余金が約4,369.9億円計上されているが、業務実績報告書等において、その発生要因等について記載されていない。また、評価結果においても利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績

報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見（案）

【自動車検査独立行政法人及び独立行政法人自動車事故対策機構】

自動車検査独立行政法人及び独立行政法人自動車事故対策機構については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗^{ちよく}と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

環境省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

環境省独立行政法人評価委員会

委員長 松 尾 友 矩 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 27 日付けをもって貴委員会から通知のあった「環境省所管の独立行政法人の平成 18 年度における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見（案）

平成18年度における環境省所管2法人（国立環境研究所、環境再生保全機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会による業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階の評定区分（S、A、B、C、D）で行うこととなっている。しかしながら、その判断の基準は必ずしも客観的、具体的ではなく分かりにくくなっており、評価結果をみても、A評定としながら「年度計画を達成することができなかった。」と説明している事例もみられるなど、評価（評定）の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないものがみられる。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてよりわかりやすく説明すべきである。

（目的積立金）

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を

計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－（2）「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－（3）「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－2－（1）－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－（1）－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人国立環境研究所】

- ・ 平成18年度に当期総利益が約1.4億円発生し、年度末の利益剰余金が約3.3億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果の「財務の効率化」の評価はB評価（中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等に記載させた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度103.7（研究職員）と国家公務員の水準を上回っている。一方で、評価結果の「人事に関する計画」の項目においてA評価（中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。）と評価されているが、貴委員会の評価の考え方や理由、根拠等については言及されていない。今後の評価に当たっては、独立行政法人整理合理化計画Ⅲ－1－（4）「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 本法人には、平成18年度末現在で、関連公益法人等が1法人あり、研究業務等の一部について業務委託を行っているが、評価結果において、関連公益法人等との業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、独立行政法人整理合理化計画Ⅲ－2－（1）－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。
- ・ 中期目標に掲げられている「環境政策立案への貢献」を達成するための指標である「各種会議への参加職員数」は、単なるアウトプット指標であり、中期目標の達成状況を示す指標としては必ずしも最適なものとは言えない。また、貴委員会においても当該指標の適切性に疑問がある旨指摘していること、当該指標に基づいた年度計画は未達成であることを踏まえると、評価結果においてA評価（中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。）と評価された理由が不明確である。今後の評価においては、本法人の任務・

役割に照らし、中期目標を達成するためにより適切な指標を設定させた上で、国民に分かりやすい形で評価を行うべきである。

【独立行政法人環境再生保全機構】

- 公害健康被害補償予防勘定及び承継勘定において、平成 18 年度に当期総利益が約 14.2 億円発生し、年度末の利益剰余金が約 38.7 億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果の「財務内容の改善に関する事項」の評価はA評価（中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。）と評価されているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等に記載させた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 平成 18 年度末で貸倒懸念債権及び破産更生債権等が承継勘定において約 596.7 億円、公害健康被害補償予防勘定において約 26.0 億円あり、公害健康被害補償予防勘定については、17 年度に比べ約 0.7 億円増加しているにもかかわらず、業務実績報告書等において、管理状況や解消に向けた取組状況について記載されておらず、評価結果においても、いかなる評価が行われたのか言及されていない。今後の評価に当たっては、公害健康被害補償予防勘定についても、業務実績報告書等において貸倒懸念債権、破産更生債権等の管理状況や解消に向けた取組状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を行うこととされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成 18 年度 119.3（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っている。一方で、評価結果の「人事に関する計画」の項目において A 評価（中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。）と評価されているが、貴委員会の評価の考え方や理由、根拠等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、独立行政法人整理合理化計画Ⅲ－1－（4）「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

防衛省独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

防衛省独立行政法人評価委員会

委員 長 東 海 幹 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 19 年 9 月 5 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成 18 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いいたします。

平成18年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見（案）

平成18年度における防衛省所管1法人（駐留軍等労働者労務管理機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- ・ 本法人については、内閣府所管であった平成18年度までに、業務の実績に関する評価を4回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も1回行われている。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、貴委員会には、内閣府所管当時の多くの有用な経験が引き継がれ蓄積されているものと考えられる。

貴委員会における業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに4段階の評定（A、B、C、D）で行うこととなっており、加えて、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げている場合にはA+と評価できることとなっている。A、B、C、Dの評定に関しては、定量的な評価指標が設定されている評価項目については定量的な評価基準が設けられている。しかしながら、委員会委員の協議により評価するとされている評価項目については、具体的な評価の基準が明らかにされておらず評定が分かりにくいものとなっているものもみられる。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についても、その考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、利益の発生要因を分析し、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない理由

等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

- 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。
- 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－2－(1)－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。
- 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。
- 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、業務実績報告書に随意契約件数等の実績が記載されているものの、評価結果においては、「評価委員会において事後評価を行い、議事録にて公表した」とされており、評価結果は貴委員会の議事録において委員会見解として公表されている。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約

見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

Ⅱ 日本司法支援センター

日本司法支援センター一評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成20年1月 日

日本司法支援センター評価委員会

委員長 山 本 和 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成18年度における日本司法支援センターの業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成19年8月29日付けをもって貴委員会から通知のあった「日本司法支援センターにおける平成18年度業務実績の評価結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

平成 18 年度における日本司法支援センターの業務の実績
に関する評価の結果についての意見（案）

平成 18 年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【日本司法支援センター】

- 独立行政法人は、国の基準に基づき随意契約について公表することとされているが、本法人は独立行政法人の随意契約に関する公表項目のうち、予定価格及び落札率については公表していない。また、随意契約の公表に係る事項について事業報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、随意契約に係る公表項目の実態について事業報告書等で明らかにさせるとともに、独立行政法人における取扱いを踏まえ、本法人における公表項目の妥当性について評価を行うべきである。
- 本法人がコールセンターや常勤弁護士への相談内容、相談者氏名等の秘匿性の高い情報を取り扱っているにもかかわらず、内部統制について事業報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。
- 契約弁護士が国選弁護人に選任された複数の被告事件において、公判期日への不出頭等により措置されるという事案が発生している。今後の評価に当たっては、本法人の主要な業務の一つである国選弁護関連業務の適切な実施を確保するため、契約弁護士の職務の独立性に配慮しつつ、類似の不幸事案の再発防止について評価を行うべきである。

Ⅲ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

国立大学法人評価委員会

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 1 月 日

国立大学法人評価委員会

委員 長 野 依 良 治 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
業務の実績に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 19 年 10 月 5 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

平成 18 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人
の業務の実績に関する評価の結果についての意見（案）

平成 18 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果という。」）については、以下のとおり改善すべき点が見られた。

- 各国立大学法人の中期目標の前文には、各国立大学の理念等である基本的な目標が記載されている。貴委員会は、各大学の基本的な目標の達成に向けた取組状況の評価に取り組んでいるが、その評価結果の説明には法人ごとに差異があり、大学の基本的な目標との関係においてどのような評価が行われたのか分かりにくいものもみられる。

今後の評価に当たっては、各国立大学法人の基本的な目標の達成に向けた取組状況について、引き続き積極的に評価を行うとともに、評価の結果を分かりやすく説明するよう工夫すべきである。

- 貴委員会は、本年度評価より、研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況についての評価を行っているが、その後も一部の国立大学法人において公的研究費の不正使用が発覚している例があることなどを踏まえ、公的研究費の不正使用の防止のための取組状況について、引き続き評価を行うべきである。
- 随意契約の適正化の一層の推進について、政府全体で取り組んでいることにかんがみ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況について、引き続き評価を行うべきである。
- 国立大学法人会計基準の実務上のガイドラインに当たる「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の改定により、財務諸表において開示すべき国立大学附属病院（以下「附属病院」という。）のセグメント情報については、平成 18 年度から物件費について診療経費と一定の教育研究経費とが区分され、更に 19

年度からは教員人件費についても各教員の勤務実態に応じて附属病院と医（歯）学部との切り分けが行われることを踏まえ、今後の評価に当たっては、従来にも増して、一般診療部門における経営の効率化の進展状況、経営努力が十分に行われているかといった点に着目した評価を行うべきである。

- 各附属病院において、国立大学病院管理会計システム（HOMAS）又はこれに類する会計システム（以下「HOMAS等」という。）が導入されたことにより、従前に比べて附属病院の経営に係る分析手法及びHOMAS等により得られる各種統計データが整備されつつある。こうしたことを踏まえ、今後の評価に当たっては、附属病院を置く各国立大学法人が、例えば、HOMAS等により得られたデータを基に他の附属病院との比較検討による経営分析を行うなど、各種統計データ等を活用して附属病院経営の効率化に向けて取り組んでいるかといった点に着目した評価を行うべきである。
- 大学共同利用機関法人の「外部研究資金その他の自己収入の増加」の評価において、「競争的研究資金の増加を目指す」との年度計画に対して、申請件数の増加に関する取組及びその数のみを注目される取組として評価結果に取り上げている例があるが、今後は年度計画の達成状況を評価するという観点から、申請の結果についても確認し、併せて評価すべきである。
- 大学共同利用機関法人の共同利用・共同研究の評価結果においては、共同利用・共同研究者数や国内外の大学・研究機関の参加実績数値が記載されているが、それに基づき、どのように評価したのかが分かりにくいことから、今後は、その数値を踏まえ、法人の設立目的に照らした適切な運営が行われているかについて評価を行うべきである。
- 中期目標期間開始以降、大学共同利用機関の組織・業務の統合による事務の一元化の取組による業務の効率化が期待されているが、その取組状況について、できる限り定量的に評価を行うべきである。